

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社 アズクリエティブ**
 住所 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-5-12
 代表者氏名 パシフィックスクエア名古屋錦ビル3階
 電話番号 代表取締役 **河北 裕介**
 FAX番号 TEL 052-202-5263 FAX 052-202-5262
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの口)に✓を入れて下さい
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(口)に✓を入れてください

申請・届出をする水道事業者数 17 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-5-12

水道事業者 殿

TEL 053-303-2524 FAX 053-303-2525

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社 アズクリエイティブ**
 住 所 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-5-12
 パシフィックスクエア名古屋錦ビル3階
 代表者氏名 **代表取締役 河北裕介**



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 カキタ コウスケ 河北 裕介	取締役 常務監査等委員 エノモト サチコ 榎本 幸子
専務取締役 イシカワ ヒロシ 石川 博	取締役 監査等委員 ヤマダ ヒサタケ 山田 尚武
取締役 イワモト カズヨシ 岩本 一良	取締役 監査等委員 ミシマ コウタ 三島 宏太
事業の範囲	給湯器、システムキッチン、洗面化粧台等の 住宅設備機器の販売及び施工監理 建設業 リフォーム工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 アズクリエイティブ
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-5-12 パシフィックスクエア名古屋錦ビル3階 TEL 052-202-5263 FAX 052-202-5262 電話番号 FAX番号 メールアドレス info@a-z-creative.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ヤマモトケンタ 山本 健太	第 297232号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の機械 器具	高速切断機	FCC14ST	1	
	金切りのこ	弓型	1	
	塩化ビニル用パイプ カッター	MCC VC-34ED	1	
	フレキ管パイプカッ ター	8A～32A	1	
管の加工用の機械 器具	ねじきり機	レッキス工業 (株) F25AIII	1	
	やすり	中目 半丸型	1	
接合用の機械器具	パイプレンチ	300mm	2	
	モンキレンチ	250mm	2	
	トーチランプ	GT-8000	1	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	KYOWA T-508	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者 株式会社 アズクリエイティブ
氏名又は名称 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-5-12
住 所 パシフィックスクエア名古屋錦ビル3階
代表取締役 河北 裕 介
代表者氏名 TEL 052-202-5263 FAX 052-202-5262



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

名古屋市中区錦二丁目5番12号パシフィックスクエア名古屋錦ビル3階
株式会社アズクリエイティブ

会社法人等番号	1800-01-072377	
商号	株式会社アズクリエイティブ	
本店	<u>名古屋市中区錦二丁目4番15号ORE錦二丁目ビル13階</u>	平成28年 7月 1日移転
		平成28年 7月 1日登記
	<u>名古屋市中区錦二丁目5番12号パシフィックスクエア名古屋錦ビル3階</u>	平成29年 3月19日移転
		平成29年 3月21日登記
公告をする方法	<u>官報に掲載してする。</u>	
	<u>電子公告により行う。 http://azcreative.jp やむを得ない事由により、電子公告によること ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方 法により行う。</u>	平成31年 3月 1日変更
		平成31年 3月 1日登記
	官報公告により行う。	令和 1年12月27日変更
令和 1年12月27日登記		
会社成立の年月日	平成21年11月4日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>給湯器、システムキッチン、洗面化粧台等の住宅設備機器の販売及び施工監理</u> 2. <u>インターネットを利用した物品販売及びコンサルティング</u> 3. <u>フランチャイズシステムによる加盟店募集及び加盟店の経営指導</u> 4. <u>集客機能、情報ネットワーク機能に関するコンサルティング及びマネジメント業務</u> 5. <u>インターネットマーケティングに関するセミナーの開催</u> 6. <u>ホームページの作成、運営及び管理</u> 7. <u>ホームページ作成ソフトの販売、運営及び管理</u> 8. <u>マーケティングノウハウに関するDVD、CD、書籍の制作及び販売</u> 9. <u>テレビ・ラジオにおけるCMの企画、制作、販売及び代理店業</u> 10. <u>建設業</u> 11. <u>リフォーム工事業</u> 12. <u>前各号に附帯するコンサルティング業務</u> 13. <u>前各号に附帯する一切の業務</u> <p style="text-align: right;">平成28年10月31日変更 平成28年10月31日登記</p>	

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給湯器、システムキッチン、洗面化粧台等の住宅設備機器の販売及び施工監理 2. インターネットを利用した物品販売及びコンサルティング 3. フランチャイズシステムによる加盟店募集及び加盟店の経営指導 4. 集客機能、情報ネットワーク機能に関するコンサルティング及びマネジメント業務 5. インターネットマーケティングに関するセミナーの開催 6. ホームページの作成、運営及び管理 7. ホームページ作成ソフトの販売、運営及び管理 8. マーケティングノウハウに関するDVD、CD、書籍の制作、販売及び代理店業 9. テレビ・ラジオにおけるCMの企画、制作、販売及び代理店業 10. 建設業 11. リフォーム工事業 12. 前各号に附帯するコンサルティング業務 13. 前各号に附帯する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成30年 1月26日変更</p>	平成30年 2月 2日登記
単元株式数	100株	平成31年 1月25日設定 平成31年 2月 1日登記
発行可能株式総数	<u>5000株</u>	
	600万株	平成31年 1月25日変更 平成31年 2月 1日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>300株</u>	
	発行済株式の総数 <u>304株</u>	平成29年10月10日変更 平成29年10月10日登記
	発行済株式の総数 152万株	平成31年 1月25日変更 平成31年 2月 1日登記
資本金の額	<u>金1600万円</u>	平成28年 9月 1日変更 平成28年 9月 1日登記
	金1920万円	平成29年10月10日変更 平成29年10月10日登記
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。</p> <p style="text-align: right;">平成28年10月31日変更 平成28年10月31日登記</p>	

	平成31年 1月25日廃止	平成31年 2月 1日登記	
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱東京UFJ信託銀行株式会社本店証券代行部 平成30年 2月 1日設置	平成30年 2月 2日登記	
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>河北裕介</u>	
	<u>取締役</u>	<u>河北裕介</u>	平成29年 9月 1日重任
			平成29年 9月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>河北裕介</u>	平成31年 1月25日重任
			平成31年 2月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>石川博</u>	平成28年10月31日就任
			平成28年10月31日登記
	<u>取締役</u>	<u>石川博</u>	平成29年 9月 1日重任
			平成29年 9月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>石川博</u>	平成31年 1月25日重任
			平成31年 2月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>山本健太</u>	平成28年10月31日就任
			平成28年10月31日登記
			平成29年 8月31日辞任
		平成29年 9月 1日登記	
<u>取締役</u>	<u>杉浦宏之</u>	平成29年 9月 1日就任	
		平成29年 9月 1日登記	
		平成29年11月30日辞任	
		平成29年12月 7日登記	

<u>取締役</u>	<u>愛谷雅之</u>	平成29年10月27日就任
		平成29年10月27日登記
<u>取締役</u>	<u>愛谷雅之</u>	平成31年 1月25日重任
		平成31年 2月 1日登記
		令和 1年 8月31日辞任
		令和 1年 9月 2日登記
<u>取締役</u>	<u>岩本一良</u>	令和 1年 8月31日就任
		令和 1年 9月 2日登記
<u>取締役</u>	<u>岩本一良</u>	令和 1年 9月 1日就任
		令和 1年 9月18日更正
<u>取締役・監査等 委員</u> <u>(社外取締役)</u>	<u>新本浩貴</u>	平成31年 1月25日就任
		平成31年 2月 1日登記
		令和 1年10月23日辞任
		令和 1年10月28日登記
<u>取締役・監査等 委員</u> <u>(社外取締役)</u>	<u>山田尚武</u>	平成31年 1月25日就任
		平成31年 2月 1日登記
<u>取締役・監査等 委員</u> <u>(社外取締役)</u>	<u>三島宏太</u>	平成31年 1月25日就任
		平成31年 2月 1日登記
<u>取締役・監査等 委員</u> <u>(社外取締役)</u>	<u>榎本幸子</u>	令和 1年 8月31日就任
		令和 1年 9月 2日登記
<u>取締役・監査等 委員</u> <u>(社外取締役)</u>	<u>榎本幸子</u>	令和 1年 9月 1日就任
		令和 1年 9月18日更正

	<u>名古屋市北区辻町一丁目8番地</u> <u>代表取締役</u> <u>河北裕介</u>	
	<u>名古屋市北区成願寺一丁目5番15号</u> <u>代表取締役</u> <u>河北裕介</u>	平成23年 9月19日住所 移転
		平成23年10月27日登記
	<u>名古屋市昭和区阿由知通二丁目17番地の2</u> <u>(プライムメゾン御器所1002号)</u> <u>代表取締役</u> <u>河北裕介</u>	平成27年 7月21日住所 移転
		平成27年 8月 3日登記
	<u>名古屋市昭和区阿由知通二丁目17番地の2</u> <u>(プライムメゾン御器所1002号)</u> <u>代表取締役</u> <u>河北裕介</u>	平成29年 9月 1日重任
		平成29年 9月 1日登記
	<u>名古屋市昭和区阿由知通二丁目17番地の2</u> <u>(プライムメゾン御器所1002号)</u> <u>代表取締役</u> <u>河北裕介</u>	平成31年 1月25日重任
		平成31年 2月 1日登記
	<u>監査役</u> <u>植村亮仁</u>	平成28年10月31日就任
		平成28年10月31日登記
		平成29年 9月 1日辞任
		平成29年 9月 1日登記
	<u>監査役</u> <u>新本浩貴</u> <u>(社外監査役)</u>	平成29年 9月 1日就任
		平成29年 9月 1日登記
	平成31年 1月25日退任	
	平成31年 2月 1日登記	
<u>監査役</u> <u>山田尚武</u> <u>(社外監査役)</u>	平成29年 9月 1日就任	
	平成29年 9月 1日登記	
	平成31年 1月25日退任	
	平成31年 2月 1日登記	

	<p>監査役 <u>三島 宏太</u></p> <p>(<u>社外監査役</u>)</p>	<p>平成29年 9月 1日就任</p> <p>-----</p> <p>平成29年 9月 1日登記</p> <p>-----</p> <p>平成31年 1月25日退任</p> <p>-----</p> <p>平成31年 2月 1日登記</p>
	<p>会計監査人 <u>有限責任あずさ監査法人</u></p>	<p>平成31年 1月25日就任</p> <p>-----</p> <p>平成31年 2月 1日登記</p>
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>平成29年 9月 1日設定 平成29年 9月 1日登記</p>	
	<p>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>平成31年 1月25日変更 平成31年 2月 1日登記</p>	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>平成29年 9月 1日設定 平成29年 9月 1日登記</p>	
	<p>当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>平成31年 1月25日変更 平成31年 2月 1日登記</p>	
支 店	<p>1</p> <p>横浜市都筑区茅ヶ崎中央42番21号第2佐藤ビル302号</p>	<p>平成28年 2月22日設置</p> <p>-----</p> <p>平成28年 2月22日登記</p>
新株予約権	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 3個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 3株 新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。 なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数につ</p>	

いては、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、800,000円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成31年11月1日から平成36年10月31日まで

新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができないものとする。
- ③ 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- ④ 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p>
	<p>平成29年10月10日発行</p>
	<p>平成29年10月10日登記</p>
	<p><u>第2回新株予約権</u></p> <p><u>新株予約権の数</u></p> <p>1個</p> <p><u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u></p> <p>普通株式 1株</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。</p> <p>なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。</p> <p><u>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨</u></p> <p>新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。</p> <p><u>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</u></p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、800,000円とする。</p> <p>なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が</p>

	<p>保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。</p> <p><u>新株予約権を行使することができる期間</u> 平成31年12月1日から平成36年11月30日まで</p> <p><u>新株予約権の行使の条件</u></p> <p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>③ 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>④ 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</u></p> <p>① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p>		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">平成29年11月30日発行</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">平成29年12月7日登記</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">令和1年12月27日新株予約権全部消却</p> <p style="text-align: right;">令和1年12月27日登記</p>	平成29年11月30日発行	平成29年12月7日登記
平成29年11月30日発行			
平成29年12月7日登記			
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p><u>取締役会設置会社</u></p> <p style="text-align: center;">平成28年10月31日設定 平成28年10月31日登記</p>		
<p>監査役設置会社に関する事項</p>	<p><u>監査役設置会社</u></p> <p style="text-align: center;">平成28年10月31日設定 平成28年10月31日登記</p> <p style="text-align: center;">平成31年1月25日廃止 平成31年2月1日登記</p>		
<p>監査役会設置会社に関する事項</p>	<p><u>監査役会設置会社</u></p> <p style="text-align: center;">平成29年9月1日設定 平成29年9月1日登記</p> <p style="text-align: center;">平成31年1月25日廃止 平成31年2月1日登記</p>		

名古屋市中区錦二丁目5番12号パシフィックスクエア名古屋錦ビル3階
株式会社アズクリエイティブ

監査等委員会設置 会社に関する事項	監査等委員会設置会社 平成31年 1月25日設定 平成31年 2月 1日登記
会計監査人設置会 社に関する事項	会計監査人設置会社 平成31年 1月25日設定 平成31年 2月 1日登記
登記記録に関する 事項	設立 平成21年11月 4日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 2年 1月 7日
名古屋法務局
登記官

干 野 里 美



株式会社アズクリエティブ定款

平成31年1月25日 変 更
2019年12月27日 変 更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社アズクリエイティブと称し、英文ではAZcreative CO.,LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給湯器、システムキッチン、洗面化粧台等の住宅設備機器の販売及び施工監理
2. インターネットを利用した物品販売及びコンサルティング
3. フランチャイズシステムによる加盟店募集及び加盟店の経営指導
4. 集客機能、情報ネットワーク機能に関するコンサルティング及びマネジメント業務
5. インターネットマーケティングに関するセミナーの開催
6. ホームページの作成、運営及び管理
7. ホームページ作成ソフトの販売、運営及び管理
8. マーケティングノウハウに関するDVD、CD、書籍の制作、販売及び代理店業
9. テレビ・ラジオにおけるCMの企画、制作、販売及び代理店業
10. 建設業
11. リフォーム工事業
12. 前各号に附帯するコンサルティング業務
13. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報公告により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、600万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- ②取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その3分の2以上をもって行う。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

②当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

②代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第33条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規程）

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。

(中間配当金)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

② 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

第5条の変更は、平成31年3月1日にその効力を生じるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生日をもって削除する。

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第9期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。

以上、当会社の現行定款に相違ない。

2019年 12月 27日

株式会社アズクリエイティブ
代表取締役 河北裕介



原本と相違ありません

令和19年12月27日



株式会社 アズクリエイティブ

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-5-12
パシフィックスクエア名古屋錦ビル3階

代表取締役 河北 裕介

TEL 052-202-5263 FAX 052-202-5262

第二九七二三二号

給水装置主任技術者免状

本籍 神奈川県

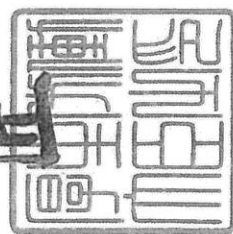
氏名 山本 健太

昭和六十一年一月三日生

水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月三十一日

厚生労働大臣 根本 眞



注意事項

- 1.本証は、水道法第25条の5第1項に基づく給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている方に対し発行するものです。
- 2.本証を紛失したとき又は本証の記載内容に変更が生じたときは、ご連絡下さい。
- 3.本証は、他人に貸与又は譲渡してはいけません。
- 4.本証の使用期限は、おもて面に記載している写真の書換え期限までとします。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第297232号
免状交付日 平成31年1月31日
本 籍 神奈川県
氏 名 山 本 健 太
生年月日 昭和61年1月3日

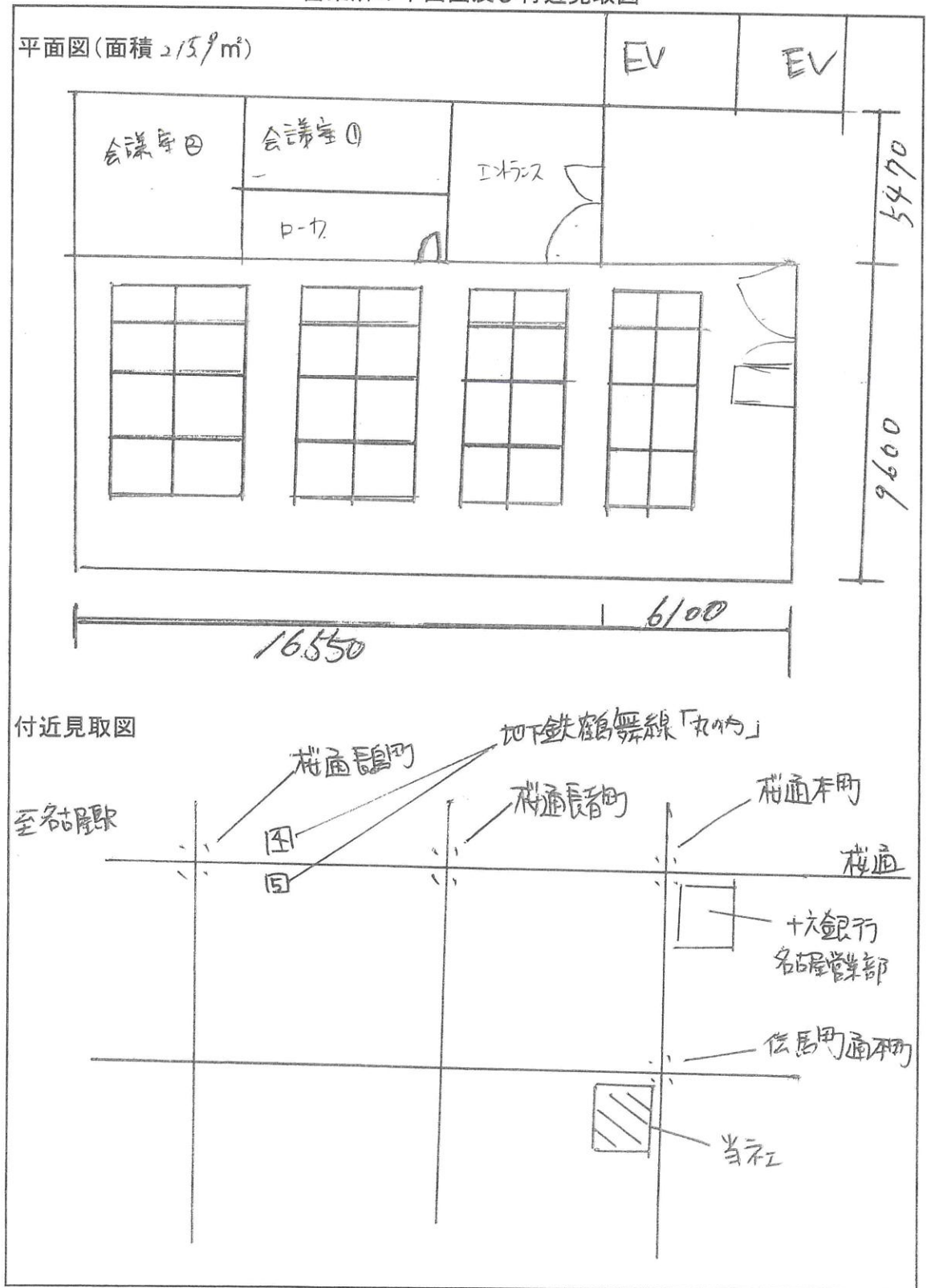
写真の書換え期限
2029年4月30日

厚生労働大臣指定試験機関
公益財団法人 給水工事技術振興財団理事長



様式第6号(第7条関係)

営業所の平面図及び付近見取図

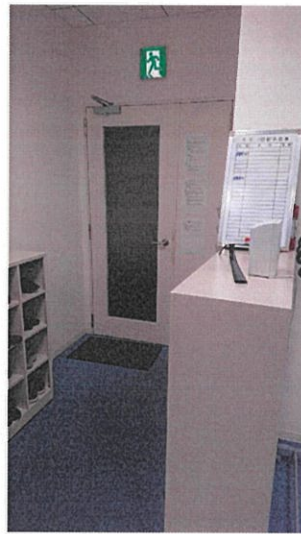


- (注) 1 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
- 2 付近見取図は、最寄の駅等から主な目標物を示して記入すること。

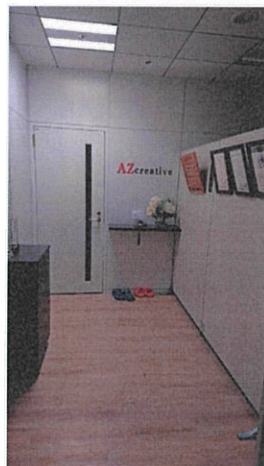
事務所 写真



事務所外観



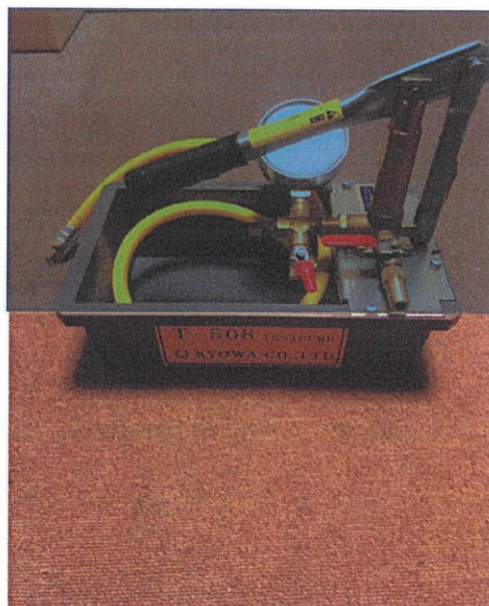
事務所内観



事務所 EV ホール看板 事務所玄関



高速切断機 FCC14ST



水圧テストポンプ T-508



ねじ切り機 F25AIII



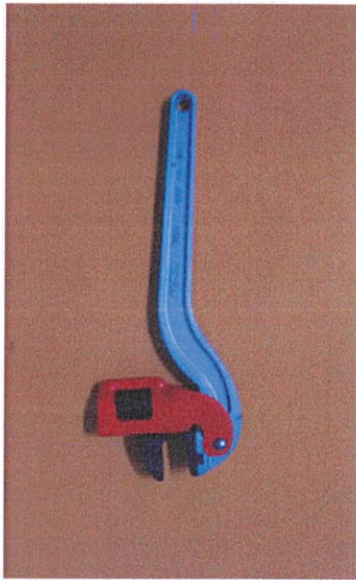
中目 半丸型 やすり



金切りのこ



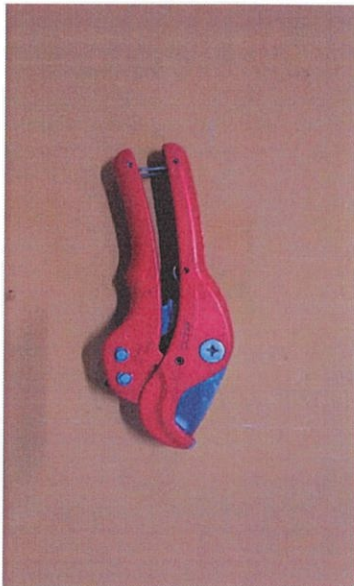
トーチランプ
GT-8000



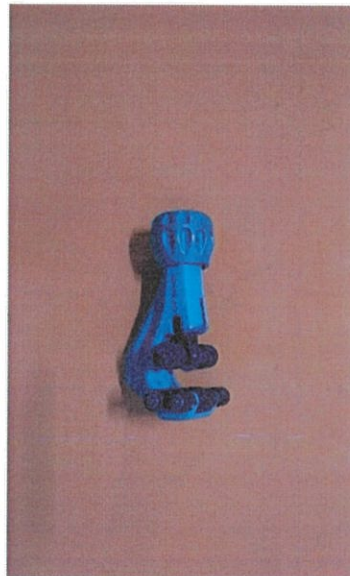
パイプレンチ



モンキーレンチ



塩化ビニル管用パイプカッター
MCC VC-34ED



フレキ管パイプカッター
8A~32A



パイプレンチ モンキーレンチ パイプカッター

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称
 住所 株式会社 アズクリエイティブ
フリガナ 代表者氏名 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-5-12
 パシフィックスクエア名古屋錦ビル3階
 電話番号 代表取締役 河北 裕介
 FAX番号 TEL 052-202-5263 FAX 052-202-5262
 メールアドレス info@u-2-creative.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 17 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者 株式会社 アズクリエティブ
氏名又は名称 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-5-12
住 所 パシフィックスクエア名古屋錦ビル3階
代表取締役 河北 裕介
代表者氏名 TEL 052-202-5263 FAX 052-202-5262

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出
をします。



給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 アズクリエティブ	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
山本 健太	第 297232号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二九七二三二号

給水装置主任技術者免状

本籍 神奈川県

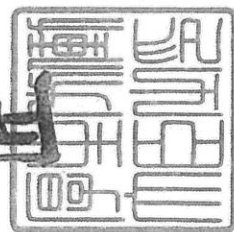
氏名 山本 健太

昭和六十一年一月三日生

水道法(昭和二十一年法律第七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十二年一月三十一日

厚生労働大臣 根本 眞



注意事項

- 1.本証は、水道法第25条の5第1項に基づく給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている方に対し発行するものです。
- 2.本証を紛失したとき又は本証の記載内容に変更が生じたときは、ご連絡下さい。
- 3.本証は、他人に貸与又は譲渡してはいけません。
- 4.本証の使用期限は、おもて面に記載している写真の書換え期限までとします。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第297232号
免状交付日 平成31年1月31日
本 籍 神奈川県
氏 名 山 本 健 太
生年月日 昭和61年1月3日

写真の書換え期限
2029年4月30日

厚生労働大臣指定試験機関
公益財団法人 給水工事技術振興財団理事長